

Client Alert

16 August 2021

米国税関による強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応策

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

2021年7月27日、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection: CBP）は、本年6月23日に発出した、新疆ウイグル自治区に拠点を有する「合盛硅业股份有限公司（Hoshine Silicon Industry Co., Ltd.）」（本社は浙江省慈溪市）及びその子会社のシリカ製品や同材から生産される製品（ポリシリコンなど）に対する「違反商品保留命令（Withhold Release Order: WRO）」に関する質問事例集（FAQs）を公表した¹。

1930年関税法（通称「スムート・ホーリー法」）307条（19 U.S.C. §1307）は、外国において違法労働、強制労働、又は制裁を伴う契約労働（「強制労働等」）によって生産・製造等された全ての品目の米国への輸入を禁止している²。これを受け、CBP長官は、強制労働等によって生産・製造等された商品が輸入されている、又は輸入される可能性があるという、合理的ではあるが決定的ではない情報を入手した場合には、全米各地の税関に対し、当該商品の輸入許可を保留する「違反商品保留命令（WRO）」を発出できるものとされている（19 C.F.R. §12.42(e)）³。

輸入者は、この命令に基づいて輸入が保留された輸入品について、輸入の日から3か月以内に、当該輸入品が強制労働等によって生産・製造等されたものでないことを示す原産地証明書、当該輸入品が米国向けに輸出した国以外の国で一部でも生産・製造等がなされている場合には追加の原産地証明書、並びに当該輸入品・原材料の生産における労働状況等の確認にあらゆる合理的な努力を講じたことを詳細に説明する申立書等を提出し、当該保留の解除を求めることができる（19 C.F.R. §12.43）⁴。なお、CBPの担当者によると、CBPは、強制労働の合理的な疑いがあればWROを発することができ、強制労働の合理的な疑いの有無は、かなり解釈の幅のある指標（下記4参照）を用いて判断されるとのことである。よって、同担当者は、輸入者としては、生産者が強制労働等を用いていないことを示すよりは、当該生産者がWROの対象ではないことを示す証拠を提出する方が現実的であろうとも述べている⁵。

上記解除の申立てが認められなかった場合、税関長は当該輸入品の輸入が認められない旨を輸入者に書面で通知し、その送達の日から60日以内に輸出又は関税法に基づく不服申立てがなされない場合には当該輸入品は放棄され

¹ <https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/hoshine-silicon-industry-co-ltd-w-ithhold-release-order-frequently-asked-questions>

² <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title19/pdf/USCODE-2011-title19-chap4-subtitle1-part1-sec1307.pdf>

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-vol1-sec12-42.pdf>

⁴ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-vol1-sec12-43.pdf>

⁵ Mara Lee, *CBP Explains Forced Labor Indicators, Admissibility Phase* (Aug. 5, 2021), *International Trade Today* (subscribers only), <https://internationaltradetoday.com/>



たものとみなされ、滅却がなされる（19 C.F.R. §12.44(a)）⁶。逆に言えば、輸入品が放棄されたものとみなされるまでの間、又はCBP長官から税関長に勧告がなされ当該輸入品が没収されるまでの間であれば、輸入者はいつでも当該輸入品を再輸出することが可能である。

2019年9月以降、新疆ウイグル自治区に関連したWROが合計10件発出されているところ⁷、例えば、昨年7月には「ロップ郡・美馨髪製品有限公司」に対するWROに基づき、複数の米国企業による約13トン、80万ドルに及ぶ髪製品の輸入が差止められ、昨年10月には「伊利卓湾服装制造有限公司(Yili Zhuowan Garment Manufacturing Co., Ltd.)」及び「保定市緑葉碩子島商貿有限公司(Baoding LYSZD Trade and Business Co., Ltd.)」に対するWROに基づき、米国企業による婦人用アパレル製品の輸入が差止められた⁸。これらの事例は、米国における強制労働等を理由とした税関における執行強化の動きを示している。

今回公表されたFAQsにおいては、本年6月のWROに関して、主に以下の点が明確化された。

- A. 合盛硅业股份有限公司及びその子会社のシリカ製品又は同製品を使用した素材・最終製品であれば、それらがどこで製造されたかに関わらず、差止めの対象となりうる（従って、新疆ウイグル自治区以外で製造された製品も対象となりうる）。
- B. 強制労働等の製品全体に対する寄与が量的・質的にわずかなもの（insignificant）である場合には、デミニマスルールが適用され、差止めの対象外となる余地があること。例えば、仮に強制労働等が用いられたのが自動車のエンジンの一つのパーツのみであれば差止めの対象外と判断される可能性がある一方、当該パーツがエンジンの重要な構成要素であったり、あるいは当該パーツの製造に用いられた労働が全体の労働量のかなりの部分（substantial portion）を占めていたりする場合には、差止め対象とされる可能性もある。なお、CBPは、現時点において、デミニマスルールの基準の詳細については特段の言及をしていない。他の米国の輸出入規制などで用いられているデミニマスルールを参考とすることが考えられるものの、デミニマスルールの適用については、慎重な検討が必要と考えられる。
- C. 仮に製品が税関で差止められた場合には、19 C.F.R. §12.43(a)に規定された様式の原因証明書の提出が求められること（通常の原因証明書は受け付けていない）。加えて、輸入者（販売者ではない）による、差止められた製品が強制労働等を用いて生産されたものではない旨の十分に詳細な説明とその証拠を含むステートメントの提出も求められること。

⁶ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-vol1-sec12-44.pdf>

⁷ <https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>

⁸ 今年1月には米国に輸出する日本企業に対してWROに基づく輸入差止めがなされた。



D. Cに加え、補助書類として下記の資料の提出が求められる可能性があること。

(a) シリカ及びその最初の加工物（すなわち、シリコン金属、冶金グレードのシリコン、化学グレードのシリコン、シリコン等）の供給者からの宣誓供述書、並びにシリカとその最初の加工物がどこから供給されたかを示す供給源の情報；

(b) シリカ、最初の加工物、及び／又はシリカを含む部品の発注書、請求書及び支払証明；

(c) シリカとその最初の加工物から輸入された製品に至る、サプライチェーンに沿った製造ステップと製造記録の一覧；

(d) 原料のシリカ源（石英など）から、最初の加工物、シリカ製品の輸入に至るまでの運送関係書類；

(e) 未加工のシリカ及びサプライチェーン下流の生産者に最初に販売されたシリカ加工物に関連する日次のプロセス報告書、並びに輸入されたシリカ製品に投入材を供給した取引先の一覧。

上記を踏まえ、米国に製品を輸出する日本企業（特に太陽光パネル製品や綿製品、トマト製品等）が留意すべき事項としては、以下の点が挙げられる。

1. そもそも税関における差止めを防ぐため、輸入者サイドで、シリカ製品の構成割合を含む上記の関連情報を、担当者を通じて予め税関に提出することや、拘束力のある事前教示（アドバンス・ルーリング）又は拘束力のないレターを取得することを試みる。
2. 税関に求められるレベルの製品構成、加工、輸送に係る詳細情報を有しない場合には、直ちにそれらの情報を取得する。
3. もし税関で輸入品が差止められてしまった場合には、異議申立ての際に強制労働等がサプライチェーン上に存在しないことを示すよりも、当該輸入品がWROの対象ではないことを示す方が、当該差止めの解除が認められる可能性が高い。
4. CBPがサプライチェーン上における強制労働等の有無を調査する際には、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）が示している11の指標⁹に基づき、調査が実施される。

上記FAQsは本年6月に発出されたHoshine Silicon Industry Co., Ltd.のWROに関するものであるが、シリカ以外の製品の輸入差止めを防ぐためにも有用と思われる。例えば、上記B.で引用したデミニマスルールの解釈に関する税関の説明については、（自動車部品を例にしており）、他の製品にも適用される可能性を示すものと考えられる。

⁹ 脆弱性の濫用、欺罔、移動の制限、孤立化、物理的・性的暴力、威迫・脅迫、IDの没収、賃金の控除、借金による束縛、劣悪な労働・生活条件、過度な超過勤務。
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf